
西いぶり広域連合
新中間処理施設整備・運営事業
入札説明書等に関する質問の回答（第2回）

令和2年5月27日

西いぶり広域連合

1 入札説明書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-1	14、15	第4章	2	(4)	②不公正入札 ③反社会的勢力の排除	当該条項において、違約金及び損害賠償に係る支払義務を定める規定がありますが、当該事象が生じた場合、対応について協議を願うことができますでしょうか。	入札説明書のとおりとします。 ただし、必要に応じて、対応前に該当する事象の状況確認及び受注者の意見の聞き取りを行うものとします。

2 要求水準書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-1	45	第2編	第1章	1.8.5	保証事項 (2)	「作業環境中 粉じん濃度」の測定場所について、手選別室、プレス機及び梱包機がない為、除外として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 手選別室、プレス機及び梱包機の記載は削除します。ただし、人が常時作業する箇所は必須とします。
2-2	45	第2編	第1章	1.8.5	保証事項 (2)	「作業環境（手選別室）」については、手選別がない為、除外として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 作業環境（手選別室）の記載は削除します。ただし、人が常時作業する箇所は必須とします。
2-3	108	第2編 第3章	3.12	3.12.4	(2)数量	<p>対面的対話議事録中のNo. 11において「2基設置での24時間連続運転で自動による交互運転（1ヶ月程度で切替え）を想定しており、それにより2～3年に1回の分解清掃、摩耗部の溶接補修や部品交換が容易となり、安定運転に寄与するものと考えています。」とご回答いただいております。これは、混錬機の耐久性への懸念と、24時間連続運転の場合、摩耗部の溶接補修や部品交換の時間が1基では十分に確保できないことを踏まえ、2基のご指定となっていると拝察致します。</p> <p>弊社がかつて飛灰の溶出防止のため酸性薬剤を使用していた時期は、通常摩耗に加え、酸性薬剤起因の腐食が顕著に発生したため、混錬機の補修の頻度は高く、手間・時間もかかっておりました。しかし、アルカリ性薬剤を採用して以降、顕著な腐食はなくなり、定期整備時の摩耗部の溶接補修や部品交換実施により安定運転が可能になり、耐久性に関する懸念は解消され、故障の蓋然性は低くなっております。（弊社納入施設における混錬機設置数1基の施設は約30件。最長22年以上の運転実績あり。）</p> <p>また、万が一の故障時も、弊社は混錬機のバッチ運転（月～金の昼間運転を想定）を計画しているため休止時間帯での整備・補修が可能であること、加えて、もし1回の休止時間帯で整備が間に合わない場合も、混錬機の前工程である集じん灰貯留槽及び飛灰処理物ピットはそれぞれ4日分以上の容量を確保しており、整備・補修期間を十分に確保できることから、混錬機故障に起因したごみ処理停止の可能性は低いと考えます。</p> <p>上記を踏まえ、アルカリ性薬剤を採用し、かつ、混錬機をバッチ運転として補修・部品交換の時間を確保することを前提に、設置基数を1基としてご提案させていただけないでしょうか。</p>	<p>本処理装置は、特別管理一般廃棄物を処理するため、安定運転及び安定した処理が求められます。1基設置の場合、機器の故障を想定すると、飛灰の発生量及び貯留量にもよりますが、安定した処理等に支障が出るのが想定されます。一般的には、2～3年に1回の補修及び部品交換を行うものと考えますが、施設の維持管理期間が約20年間と長期間であることを鑑みると、その間、機器の補修内容及び補修期間が変わってくるのが想定されます。</p> <p>さらに、機器の更新も想定され、1基設置の場合、更新にかかる期間が確保できないことも考えられます。</p> <p>また、運転については、バッチ運転を考えているとのことですが、その場合、運転開始時及び停止時の処理が、混錬状況の悪化による飛灰の飛散や水分過多等により不安定となることが想定されます。そのため、それらを回避できるよう、2基設置での24時間連続運転による交互運転（1ヶ月程度で切替え）を想定しています。</p> <p>また、バッチ運転の場合、運転開始後及び停止時には水分調整や機器の清掃等の現場作業が定期的発生するため、運転員及び保守員の負担が増えることとなります。</p> <p>以上の理由から、2基設置とします。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-4	131	第4章	4.7	4.7.7	薬液噴霧装置 (消臭剤及び防虫剤)	エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設が合棟の場合、能力を確保する前提で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の3.2.10 薬液噴霧装置（消臭剤及び防虫剤）と本装置を1ユニットとしてもよろしいでしょうか	要求水準書のとおりとします。
2-5	132	第5章	5.1	5.1.1	(3)	「場内で発電した電力は本施設の運転に利用するとともにげんき館ペトトル及びリサイクルプラザに供給し」とありますが、げんき館ペトトル及びリサイクルプラザの受電端をご教示ください。	追加資料1を参照してください。
2-6	155	第2編	第6章	6.2.3	工場棟平面計画	「表2-44 各施設の建築物に係る諸元（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（参考）」中に休憩室兼仮眠室として、「和室18畳程度、押入れ、収納、地板を設ける。」とありますが、休憩室兼ミーティングルームとし、テーブル、いすを設置することとさせていただけないでしょうか。	夜間における故障やその他トラブル等の緊急時の際、対応が長時間となる場合に対応するため、8畳程度の小上がり（畳敷）の仮眠スペースを確保することを条件に、その他の部分については、提案を可とします。
2-7	176	第3編 第1章	1.2	1.2.14	保険	貴連合にて加入予定の建物災害共済（一般社団法人全国自治協会）の保険内容が分かる約款の開示と、補償内容（保証項目、限度額、免責額、免責事項）、事業者に対する代位求償権放棄特約の有無についてご教示いただきたくお願い致します。	追加資料2を参照してください。
2-8	182	第3編 第3章	3.3	3.3.3	料金徴収代行	料金徴収代行における保険（現金動産保険）を検討するにあたり、本施設における料金徴収額の一年の月別徴収額、一日あたりの最大徴収額、一週間あたりの最大徴収額を既存施設実績等からご教授願います。	追加資料3を参照してください。
2-9	191	第3編	第5章	5.2	(1) 環境保全計画	対面的対話議事録中のN09において、環境測定分析の頻度について、「頻度は法的に必要な回数を満足したうえで、要求水準書のとおりとします。現施設と同様の頻度です。」とご回答いただいております。ホームページに公表されている現施設の煙突排ガスのダイオキシン測定頻度は2回/年×各炉ですが、要求水準書では4回/年×各炉とのご指定になっておりますため、現施設と同様の頻度としていただけないでしょうか また、本件の要求水準書の焼却灰及び飛灰処理物の溶出試験頻度は、現施設と同様の頻度として、4回/年以上の認識でよろしいでしょうか。	前段は現施設と同様の頻度である1炉当り年2回に修正します。 後段はお見込みのとおりです。
2-10	199	第3編 第9章	9.4	—	(1)	既存施設（メルトタワー21）の竣工時は5,000名程度の見学者があったとご回答をいただいておりますが、見学者対応の方法を検討するため、見学件数、各見学毎の人数をご教示ください。	追加資料4を参照してください。

3 落札者決定基準に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
3-1	10	第4章			表4-1 提案書の技術審査において審査する視点	No. 6において、「約30年間にわたる施設の使用を前提した維持管理計画及び運営・維持管理業務終了後5年間にわたり、基幹改良工事が必要とならないように」とありますが、「基幹改良工事」は要求水準書P177の1.5.1 (2)に記述されている「大規模な修繕、更新工事」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「大規模な修繕、更新工事」に修正します。

4 様式集に対する質問への回答

質問なし

5 基本協定書(案)に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
5-1	3	4	4、5		事業契約	当該条項において、違約金及び損害賠償に係る支払義務を定める規定がありますが、当該事象が生じた場合、対応について協議をお願いできますでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。 ただし、必要に応じて、対応前に該当する事象の状況確認及び受注者の意見の聞き取りを行うものとします。
5-2	4	6			損害賠償	当該条項において、損害賠償に係る支払義務を定める規定がありますが、当該事象が生じた場合、対応について協議をお願いできますでしょうか。	No. 5-1を参照してください。
5-3	4	7	3		事業契約の不成立	当該条項において、違約金及び損害賠償に係る支払義務を定める規定がありますが、当該事象が生じた場合、対応について協議をお願いできますでしょうか。	No. 5-1を参照してください。

6 基本契約書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
6-1	4	7	5、6		事業契約	当該条項において、「事業契約を解除することができる」と記載がありますが、当該事象が生じた場合、対応について協議をお願いしますでしょうか。	基本契約書(案)のとおりとします。ただし、必要に応じて、対応前に該当する事象の状況確認及び受注者の意見の聞き取りを行うものとします。
6-2	7	20			損害賠償	当該条項において、損害賠償に係る支払義務を定める規定がありますが、当該事象が生じた場合、対応について協議をお願いしますでしょうか。	No. 6-1を参照してください。
6-3	7	21	2		契約の不調	当該条項において、違約金及び損害賠償に係る支払義務を定める規定がありますが、当該事象が生じた場合、対応について協議をお願いしますでしょうか。	No. 6-1を参照してください。
6-4	7	21	2		契約の不調	令和2年3月27日付「入札説明書等に関する質問の回答(第1回)」No. 5-1において、「基本協定書第4条第4項について第3号の場合を除く」とご回答を頂いておりますが、基本契約書第21条第2項におきましても、契約の不調となった受注者の責めに帰すべき事由には、「いずれかの構成市町の指名停止措置を受けたとき」は除かれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
7-1	25	48の2			不正行為に伴う賠償金	当該条項において、賠償金の支払義務を定める規定がありますが、当該事象が生じた場合、対応について協議をお願いしますでしょうか。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。ただし、必要に応じて、対応前に該当する事象の状況確認及び受注者の意見の聞き取りを行うものとします。

8 運営維持管理業務委託契約書(案) に対する質問への回答

質問なし

9 焼却灰の資源化に係る三者契約書(案) に対する質問への回答

質問なし

10 焼却灰等運搬に係る三者契約書(案) に対する質問への回答

質問なし